

宮内庁書陵部所蔵図書寮文庫資料の画像の所内公開に関する覚書

東京大学東洋文化研究所（以下「東洋文化研究所」という。）と、宮内庁書陵部（以下「書陵部」という。）は、平成24年11月16日付け宮内書発第856号で許可を得て取得したデジタル画像（以下「本件画像」という。）の東洋文化研究所内での公開に当たって、本覚書を締結する。

1. 東洋文化研究所は、本件画像のうち同研究所内で公開しようとする画像のリストを、その都度書陵部に提出し、許可を受けるものとする。

なお公開する画像に、資料原本が書陵部所蔵であることを明示すること。

2. 書陵部は、東洋文化研究所が所内公開のために保有するデジタル画像等を、同研究所から無償で提供を受けることができる。

3. 書陵部は、上記2. で提供を受けたデジタル画像等の使用を含め、書陵部が公開を目的として行う所蔵目録データベース構築等の事業に関し、東洋文化研究所から何ら制約は受けないものとする。

4. 本覚書に定めのない事項に関しては、必要に応じて東洋文化研究所及び書陵部が協議の上、これを定める。

上記合意の証として、本書2通を作成して、東洋文化研究所及び書陵部が捺印の上、両機関1通を保持する。

平成25年11月28日

東京大学東洋文化研究所
所長 大木 康



平成25年11月28日

宮内庁書陵部
部長 佐藤 和寿

